

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例  
の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国の平成23年度補正予算(第1号)における「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」において、東日本大震災により被害を受け、修学等が困難となった幼児、児童および生徒に対する支援を行うこととされたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

2 改正の概要

- (1) 基金の設置目的に東日本大震災により被害を受け、修学等が困難となった幼児、児童および生徒に対する支援を加えることとします。(第1条関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例 新旧対照表

旧	新
<p>(設置)</p> <p>第1条 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、<u>修学が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免に対する補助および奨学金の貸与を円滑に実施するため、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 現下の厳しい経済情勢により<u>修学が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免に対する補助および奨学金の貸与ならびに東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受け、修学等が困難となった生徒等に対する支援を円滑に実施するため、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>第2条以下 省略</p>

滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例（案）

（設置）

第1条 現下の厳しい経済情勢により修学が困難な高等学校等の生徒に係る授業料の減免に対する補助および奨学金の貸与ならびに東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被害を受け、修学等が困難となった生徒等に対する支援を円滑に実施するため、滋賀県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

